



FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集 発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **吉田 聡**

〒102-0093
東京都千代田区平河町1-7-22
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月16日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

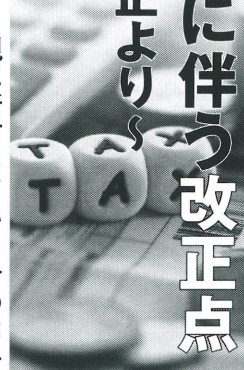
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

ダイレクト納付 e-Tax (国税電子申告・納税システム) により申告書等を提出後、納税者名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に口座引落しにより国税を電子納付する手続き。預貯金口座ごとに「ダイレクト納付利用届出書」を提出すれば、税目別に異なる預貯金口座で納付も可能です。令和元年度は約 154 万件の利用がありました。

納税環境の整備に伴う改正点 令和二年度税制改正より



近年の税制改正では、納税者の税制に対する信頼性をより確保していくため、「納税者の視点」及び「適正課税の視点」を踏まえた納税環境の整備が図られているとともに、申告・納税方法の見直し等が積極的に行われています。

そこで、今年度改正で手当たれた納税環境整備に関する主な改正点について、Q&A方式で確認していきます。

Q1 「登記上の所有者」が不明な土地について、「使用者」に固定資産税が課されることになったそうですが、その内容を教えてください。

A 高齢化に伴い全国で所有者不明の土地が増えていくことから見直されました。内容は、次の二つに分けることができます。

1 現に所有している者の申告の制度化

市町村は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、市町村の条例で定めるところにより、その土地・家屋を現に所有している「現所有者」に氏名・住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようになりました。

この制度は、令和二年四月一日以後の条例の施行日以後に現所有者となった者について適用されています。

2 使用者を所有者とみなす制度の拡大

従来から震災等の災害により土地の所有者が不明な場合には、限定的にその使用者を所有者とみなし、課税できる制度がありました。

今年度の改正により、市町村が一定の調査を尽くしてもなお固定資産税の所有者が一人も明らかにならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるよう制度の拡大が図られました。

この改正は、令和三年度以後の固定資産税について適用されます。

Q2 納税地を異動した場合の振替納税の口座手続きが簡素化されたそうですが、内容を教えてください。

A これまで、引越し等に伴う納税地の異動があった場合に引き続き異動先でも振替納税で同じ口座から引き落としを行うためには、異動前の納税地の所轄税務署に「異動届出書」を提出するとともに、新住所地を管轄する税務署へ新たに振替納税の手続きを行う必要がありました。

しかし、納税者利便の向上の観点から、令和三年一月一日以後に提出する「納税者の異動届出書」に異動後引き続き同じ金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載すれば、新たな振替納税の手続きをする必要がなくなりました。



融機関の口座から振替納税を行う旨を記載すれば、新たな振替納税の手続きをする必要がなくなりました。

Q3 振替納税の通知依頼が電子化されるそうですが、どう変わりますか。

A 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出については、本人確認のための金融機関で届出印の印鑑照合が必要であることから、書面での提出に限定されていました。

近年、金融機関において、印鑑照合を必要としない本人確認の仕組み（電子的に入力された暗号番号の確認）が整備されてきたことを受けて、税務事務の効率化の観点から令和三年一月

一日以後はe-Taxでの申請等が可能となります。

Q4 納税証明書の電子的交付等が柔軟化されたそうですが、どのような内容ですか。

A 納税証明書の電子的請求については、令和三年七月一日から電子委任状の添付ができるようになり、代理人の代理受領が可能となりました。また、電子的交付については、税務署からPDFデータで受領する納税証明書に、真正性を担保するための措置としてQRコードが添付されることで、納税証明書を複数印刷して使用できるようにになります。

Q5 準確定申告の電子申告手続きが簡単に行えるようになるそうですが、その内容を教えてください。

A 相続人が複数いる場合、各相続人の内容確認と自署による署名・捺印が必要でしたが、納税者の利便性向上のため簡素化が図られました。具体的には、令和二年分以後の準確定申告書を同年一月一日

以後に電子申告で提出する場合には、申告データを送信する相続人以外の相続人が申告内容を確認した旨を証する「確認書」を添付することで、申告データを送信する相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信は不要となりました。

Q6 電子帳簿等保存制度が見直されましたが、内容はどのようなものですか。

A 電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法の範囲に、受領者側（ユーザー側）が自由に改変できないものとして、以下の方法が加えられました（受領者側でのタイムスタンプの付与が不要）。

- 1 発行者側でのタイムスタンプ付与

発行者のタイムスタンプが付与された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法

- 2 クラウドシステム等の利用

電磁的記録について、訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができ

きないシステムを含む）において、その電磁記録の授受及び保存を行う方法

Q7 印紙税での改正点を教えてください。

A 建設投資の促進、不動産取引の活性化を引き続き図るため、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置（図表）の適用期限が二年間延長され、令和四年三月三十一日までとされ

軽減税率を踏まえた印紙税額

契約金額		軽減措置
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書	
1万円以上50万円以下	1万円以上200万円以下	200円
50万円超100万円以下	200万円超300万円以下	500円
100万円超500万円以下	300万円超500万円以下	1,000円
500万円超1,000万円以下		5,000円
1,000万円超5,000万円以下		1万円
5,000万円超1億円以下		3万円
1億円超5億円以下		6万円
5億円超10億円以下		16万円
10億円超50億円以下		32万円
50億円超		48万円

※契約金額が1万円未満は非課税、記載なしは200円。

ました。

Q8 その他、納税環境整備等の見直しを教えてください。

A その他、次のような見直しが行われています。

- 1 事業承継税制に係る届出書の添付

非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予制度等における「継続届出書」などについて、認定贈与承継会社等に係る貸借対照表及び損益計算書の添付が不要となりました。

- 2 延納申請書等の記載事項等

延納又は物納の申請書について、次に掲げる法人の貸借対照表及び損益計算書の添付が不要となりました。

- ・ 延納の担保が保証人（法人）の保証である場合におけるその法人

- ・ 非上場株式を物納する場合におけるその非上場株式に係る法人

- 1 及び2の改正は、令和二年四月一日より適用されています。

法人税

貸倒損失の計上要件と計上時期

新型コロナウイルスの影響で得意先等に対する金銭債権の回収が危ぶまれるケースも見受けられるようになってきました。金銭債権が回収不能になった場合には貸倒損失を計上しますが、法人の金銭債権に係る貸倒損失については、次の3つに限定して損金算入が認められており、法人税基本通達にその要件が定められています。

1 法律上の貸倒れ(法基通9-6-1)

更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定や特別清算に係る協定の認可の決定により金銭債権が切り捨てられることとなった場合や、債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているものにより金銭債権が切り捨てられることとなった場合、または、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められ

る場合において、その債務者に対し債務免除額が書面により明らかにされた場合には、その切り捨て等された金額は、その事実が生じた日の事業年度に「強制的」に損金算入されます。

2 事実上の貸倒れ(法基通9-6-2)

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかとなった場合には、その事業年度に損金算入されます。損金経理が要件となっており、担保物がある場合には処分後でなければ損金経理できません。

3 形式上の貸倒れ(法基通9-6-3)

売掛債権について、債務者との取引停止後又は最後の弁済期等以後1年以上経過した場合や、同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合には、備忘価額(通常は1円)を控除した残額が損金算入されます。こちらも損金経理が要件となっています。

契約書の写しに印紙が不要となる場合

印紙税では、契約当事者の一方が所有する契約書に写し、副本、謄本などと表示があっても、契約当事者の双方又は文書の所持者以外の一方の署名又は押印があるなど契約の成立が証明されるものは課税対象となります。次のような場合には、カッコ内の理由から課税対象となりません。

- ・所持する文書に自分だけの印

- ・鑑を押したものの(契約の相手方当事者に対して証明の用をなさないため)。
- ・契約書の正本をコピーしただけのもので、署名若しくは押印または証明のないもの(単なる写しに過ぎないため)。
- ・FAXや電子メール等で送信する場合(正本等は送付元に保存され送付先で出力された文書は写しと同様のため)。

クレジットカード納付と決済手数料

近年、国税の納付方法が増えています。ポピュラーなものがクレジットカード納付です。インターネット上のクレジットカードの支払方法を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」から、納付の立替払いを委託することにより納付でき、印紙等を貼付して納付する場合などを除いて全税目で利用可能です。

ただし、利用するにあたり納付税額が最初の1万円までは76円(消費税別)、以後1万円超えるごとに76円(消費税別)を加算した金額の決済手数料が発生し、納付税額とともに支払う必要があります。また、カード会社の会員規約に基づきポイントが付く場合もあるので、決済手数料よりもポイント加算額が多い場合は経済的です。

なお、領収証書は発行されないため、必要な場合は、従来通り現金に納付書を添えて金融機関等で納付する必要があります。

勤務間 インターバル 制度の 導入と運用



「勤務間インターバル」は前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することをいい、平成三十一年四月より、働き方改革の一環として勤務間インターバル制度を導入することが事業主の努力義務とされています（労働時間等設定改善法の改正）。

一 制度概要

(一) 勤務間インターバル制度
勤務終了後から一定時間以上のインターバル時間を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

労働時間等設定改善指針（労働時間等見直しガイドライン）においては、「労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その導入に努めること。なお、当該一定時間を設定するに際しては、労働者の通勤時間、交替制勤務等の勤務形態や勤務実態等を十分に考慮し、仕事と生活の両立が可能な実効性ある休息が確保されるよう配慮すること。」とされています。

(二) 導入例

勤務間インターバルの導入例をご紹介します。

前提条件として、労働時間は九時から一八時までの八時間（途中に一時間の休憩）、インターバル時間は一一時間とした事業所の例を掲げています。

① 残業時間を制限

翌日の始業時刻（九時）までの間に一一時間のインターバル時間を確保するため、残業時間の上限を二二時までと設定し、二二時には業務を終えます。

② 翌日の始業時刻を調整
①のような残業時間の上限は

定めず前日の勤務終了後に一一時間のインターバル時間を確保し始業時刻を後ろ倒しにします。例えば、二三時に業務を終えた場合は、その時点から一一時間の休息を設け、翌日の始業時刻を一一時とします。

なお、類似の運用例として、始業は当初の時刻（九時）のままとしつつ、九時から一〇時までを「働いたものとみなす」ことによりインターバル時間を確保する方法もあります。

(三) 効果

勤務間インターバル制度の導入により得られる効果として、次の三つがあります。

① 従業員の健康の維持・向上
インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなること、インターバル時間が一二時間を下回ると起床時疲労感が残ることが調査により明らかになっています（厚生労働省「勤務間インターバル制度導入・運用マニュアル」より）。

また、看護師を対象とした調査では、前月の夜勤の有無よりも、一一時間未満のインターバル時間の有無が翌月の病気休暇

日数に影響しており、制度導入によるインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながることを示唆しています（同マニュアル）。

② 従業員の確保・定着

日々のインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実が図られます。このような職場は従業員にとって働きやすく魅力的な職場であると言え、十分なインターバル時間の確保は人材の確保・定着に大きく資するものと考えられています。

③ 生産性の向上

制度導入により、従業員は「仕事に集中する時間」と「プライベートに集中する時間」のメリハリをつけることができるようになり、仕事への集中度が高まることが期待できます。これが製品・サービスの品質水準の向上や生産性の向上につながるものと考えられています。

二 導入・運用

事業主が勤務間インターバル制度を導入・運用するための具体的な取組は、労使の話し合い

を土台とし、次の四つの段階を踏まえて進めることが重要です。

労使間の話し合いの場としては、労働組合との交渉・協議のほか、労働時間等設定改善委員会・労働時間等設定改善委員会や安全衛生委員会等があります。

(一) 導入の検討

導入の検討段階では次のようなことを行います。

- ・ 制度導入に向けた具体的な検討を始める前に、労働時間等に関わる現状把握と課題抽出。

- ・ 制度導入が経営にとつてどのような意義があるかを確認したうえで、具体的な導入目的を設定。

- ・ 経営層が制度の実施について約束し責任を持つ姿勢を明確にする。

(二) 設計

次の七項目について検討し、具体的に制度を設計します。その後、就業規則の改訂など制度の根拠規定を整備します。

- ・ 適用対象の設定
- ・ インターバル時間数の設定
- ・ インターバル時間を確保す

ることによって、翌日の所定勤務開始時刻を超えてしまう場合の取扱いの設定

- ・ インターバル時間を確保できないことが認められるケースの設定

- ・ インターバル時間の確保に関する手続きの検討

- ・ インターバル時間を確保できなかった場合の対応方法の検討

- ・ 労働時間管理方法の見直し

- (三) 導入と運用

導入と運用の際は、次のことを行います。

- ・ 管理職や従業員に、制度導入の意義や制度内容等を周知します。

- ・ 顧客や取引先へ、制度を導入したことや制度内容を説明します。

- ・ インターバル時間を確保しやすい環境づくりを進めます。

- (四) 見直し

制度導入から一定期間経過後、制度の効果検証、課題等の洗い出しを行います。

- ・ 課題が明らかになった場合には、制度内容・運用方法の見直しを行います。

三 成功のポイント

導入・運用を成功させるための主なポイントは次の三点です。

- (一) 本格導入前の試行運用

本格導入前に試行期間を設けることが有効です。

試行を通じてインターバル時間数や申請手続き等の制度内容の妥当性を確認し、必要に応じて見直しを行うことにより、働き方や仕事の進め方に合った制度を導入することができます。

また、導入後に留意すべきことをあらかじめ把握できるため、円滑な運用が可能になります。

- (二) インターバル時間の確保に向けた職場風土を醸成

インターバル時間を十分に確保するためには、時間外労働を減らすことが必要です。無駄な作業を洗い出し、仕事の進め方を見直す等、効率化を図りましょう。

また、特定の従業員に仕事の負荷がかかっているか等を確認し、必要に応じて仕事配分を見直すことも重要です。

- (三) インターバル時間の把握

管理に向けた仕組を導入、タイムカード等による記録、

パソコンのログイン・ログアウトの時刻といった客観的な方法で勤務開始・終了時刻を把握することに加え、勤務終了時刻から翌日の勤務開始時刻までどれだけの時間を確保できているかが一目でわかる(自動計算される)勤怠管理システムの導入・改修、一定のインターバル時間を確保できていない従業員がいる場合、上長等に自動通知される仕組みなどの導入が有効でしょう。

四 助成金の活用

勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主を支援するための助成金として、「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースが設けられています(厚生労働省)。

労務管理担当者への研修など支給対象となる取組を実施し、

所定の成果目標を達成したときに、実施に要した経費の一部が支給されるものです。

問い合わせや書類の提出窓口は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)です。

中小企業における 同一労働同一賃金対応

いよいよ来年4月から、中小企業においても正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます(大企業は今年4月より施行)。

改正のポイントは、次の3点です。

(1) 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員(無期雇用フルタイム労働者)とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」が法律で整備され、ガイドライン(指針)において、どのような待遇差が不合理に当たるか等が例示されています。

(2) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、

正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

(3) 裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備等

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続が行われます。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADR(事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続き)の対象となります。

なお、厚生労働省がHP上に公開している「パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール」では、自社の正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者に関する設問に回答することで、対応状況をチェック結果ページで確認することや、診断結果をPDFに出力することができます。

同一労働同一賃金の対応を進めるにあたりご活用ください。

簡易型DC・iDeCoプラスの対象範囲拡大

今年10月1日より、「簡易企業型年金(簡易型DC)」や「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」を実施可能な範囲が拡大され、従業員規模300人以下(従来は100人以下)の事業主が対象となりました。

1 簡易企業型年金(簡易型DC)

中小企業向けに設立手続を簡素化した企業型確定拠出年金です。通常の企業型年金は、職種や年齢等による加入是非の判断が可能とされ、拠出額については定額、定率、定額+定率のいずれかを選択できるのに対し、簡易型DCは、職種や年齢等による加入是非の判断が不可、拠出額は定額とするなどの特長があります。

2 中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)

企業年金の実施が困難な中小企業が個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる制度です。

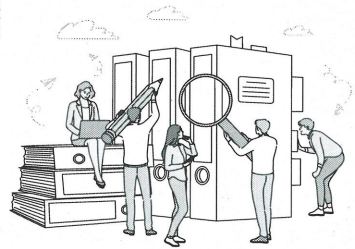
心の健康づくり計画助成金

「心の健康づくり計画助成金」は、事業主が各都道府県にある産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員の助言・支援に基づき「心の健康づくり計画」を作成し、計画を踏まえメンタルヘルス対策を実施した場合に助成(10万円)を受けられることができる制度です。労働者数が50人未満の小規模事業場又は保有する全ての事

業場の労働者数が50人未満の企業は、心の健康づくり計画の代わりに「ストレスチェック実施計画」を策定し、ストレスチェックを実施した場合も助成の対象になります。申請の手引、申請様式等はインターネット上に公開されています(「心の健康づくり計画助成金」のキーワードで検索することができます)。

（こう）変わった

改正保証人制度 のポイント



今年四月一日から新しい民法が施行されています。変更点は多岐にわたりますが、企業としては保証人制度の改正部分についてのポイントをおさえておく必要があります。新たな契約などを結ぶ際には、この改正点を注意しなければ、契約書の保証に関する契約条項が無効になったり、代金回収ができない場合に連帯保証人への請求ができないなど重大な支障が生じる可能性があります。

1 保証人と連帯保証人の違い

保証契約とは、借金の返済や代金の支払などの債務を負う主債務者がその債務の支払をしないうちに、主債務者に代わって

支払をする義務を負うことを約束する契約をいいます。また、連帯保証人と保証人との違いも確認しておくことが重要で、以下の三つの違いがあります。

(1) 催告の抗弁

主債務者が返済できなくなった場合、代わりに返済をする義務を負っているという点では共通します。債権者がいきなり保証人に対して請求をしてきた場合には、保証人であれば「まずは主債務者に請求してください」と主張すること（催告の抗弁）ができませんが、連帯保証人はそのような主張をすることができません。

(2) 検索の抗弁

主債務者が返済できる資力

があるにもかかわらず返済を拒否した場合、保証人であれば主債務者に資力があることを理由に、債権者に対し主債務者の財産に強制執行をするように主張すること（検索の抗弁）ができますが、連帯保証人はこのような主張をすることができず、主債務者に資力があっても債権者に対して返済をしなければなりません。

(3) 分別の利益

保証人が複数人いる場合、保証人はその頭数で割った金額のみを負担すればよいですが、連帯保証人はすべての人が全額を返済しなければならぬ義務を負います（もちろん、本来返済すべき額を超えて返済する必要があるわけではありません）。

以上のように、保証人に比べて連帯保証人にはより重い責任が課せられているため、企業側が契約をする場合には、保証人ではなく一般的に代表取締役等を連帯保証人にするのがほとんどです。

2 保証契約に関する改正点

(1) 極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効

個人（法人は含まれない）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となることに改正されました。この極度額は書面等により当事者間の合意で「〇〇円」などと明瞭に定める必要があります。

改正後は極度額を定めないで根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないこととなるので、債権者にとつては大変注意が必要です。また、個人が保証人になる根保証契約については、保証人が破産したときや、主債務者又は保証人が亡くなったときには、その後に発生する主債務は保証の対象外となります。

(2) 公証人による保証意思確認手続の新設

法人や個人事業主が事業用

の融資を受ける場合について、その事業に関与の少ない親族や知人などの第三者が安易に保証人になってしまい、その後多額の債務を負うという事態が依然として生じています。

そこで、このような個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認を経なければならぬことが新設されました。

法律の施行後は、この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。

なお、この意思確認の手続は、主債務者の事業と関係の深い次のような者については不要とされています。

- ① 主債務者が法人である場合：
その法人の理事、取締役、執行役や、議決権の過半数を有する株主等
- ② 主債務者が個人である場合：
主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や主債務者の事業に現に從事している主債務者の配

偶者

これから保証人になろうとする場合は、保証契約をする前に原則として公証役場に出向いて、保証意思確認の手続（保証意思宣明公正証書の作成の嘱託）を行うことになり、この手続は代理人に依頼することができないため、本人自身が公証人から意思確認を受けることとなります。

したがって、余程のことではない限りは関係の薄い個人が保証人となることはなくなつたといえるでしょう。

(3) 情報提供義務の新設

保証人のために、次のような情報が提供されるようになりました。

- ① 保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務
事業のために負担する債務について保証人になることを個人に依頼する場合には、主債務者は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、
主債務者の財産や収支の状況

・主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報
の提供をしなければならなくなりまし。

これは事業用融資に限らず、売買代金やテナント料など融資以外の債務の保証をする契約書の場合にも適用がなされます。

- ② 主債務の履行状況に関する情報提供義務
主債務者の委託を受けて保証人になった個人及び法人の保証人は、債権者に対して主債務についての支払の状況に関する情報の提供を求めることができることになりました。

③ 主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務
債務者が分割金の支払を遅滞するなどしたときに一括払いの義務を負うことを「期限の利益の喪失」といいます。

主債務者が期限の利益を喪失すると、遅延損害金の額が大きく膨らんでしま

ます。

早期にその支払をしておかないと、保証人としても多額の支払を求められることになりかねないため、保証人が個人である場合には、債権者は、主債務者が期限の利益を喪失したことを債権者が知った時から二か月以内にその旨を保証人に通知しなければならぬとされました。

3 まとめ

冒頭の通り、今回の改正で今年四月一日以降に締結する契約から適用がなされています。企業の場合には賃貸借契約書や基本取引契約を締結する際に保証人をとることは従来からでも行われていたかと思われま。従来ひな形のまま契約をしてしまうと、「無効」となったり、「十分な保証がとれなくなる可能性」も高いため、ひな形を変更することはもちろん、実際の契約の際には念のため専門家のリーガルチェックを入れることをお勧めいたします。

継続は力なり

「継続は力なり」ということわざはあまりにも有名ですし、知らない人はいないかと思えます。

その語源には諸説ありますが、大正時代に活躍した浄土宗の住岡夜晃がまとめた「讚嘆の詩(さんだんのうた)上巻」が最も有力だと言われています。「讚嘆の詩」には「念願は人格を決定す～継続は力なり」というくだりが記されており、この部分のちに広く知れ渡るようになり、ことわざとして確立したと言われています。

「継続は力なり」は英語のことわざでもあります。英語圏でも広く使われる哲学に基づくモットーの一つであるともいえます。英語では「continuity is the father of success」と言い、直訳すると「継続は成功の父」となります。

成功者は、諦めなかったことを成功の条件にあげることがあります。すぐに諦める

人にしてみれば、自分にはない特別な才能があるから続けることができるのだろうと考えてしまったり嫉妬してしまうこともあります。そうではないのかもしれませんが。

誰でもまず目標に向かって努力しますが、その目標が簡単でも困難すぎても意欲が起きません。野球をしたことのない人がプロ並みの目標を設定したとしてもやる前に諦めてしまいます。難易度と達成感のバランスが最適でない継続することは困難になることでしょう。

元メジャーリーガーのイチロー選手も『今自分にできること。頑張ればできそうなこと。そういうことを積み重ねていかないと、遠くの大きな目標は近づいてこない』と述べています。

事業も同様です、大きな最終目標を持つと同時に、まずは今自分にできる目標を設定してそのために継続努力することが成功への秘訣かと思えます。

三方よし(さんぼうよし)

近江(現在の滋賀県)の商人が江戸時代から明治にかけて日本各地で活躍する際に、商人たちが信用を得るために大切にしていたのが、「買い手よし」、「売り手よし」、「世間よし」という「三方よし」の精神でした。

「三方よし」をモットーに、商人たちは自分だけの利益を追求することなく、多くの人に喜ばれる商品を提供し続け信用を獲得していきました。また商人たちは、自分たちの利益が貯まってくると無償で橋や学校を建てたりと、世の中のためにも大いに貢献したと言われています。

日本経済はコロナウイルスによって大きなダメージを受けましたが、この三方よしの精神をもって、商売の原点を見つめなおし、自分だけの利益を求めず、世の中のために何ができるのかを考えてみるのもよい機会ではないでしょうか。

冬の過ごし方

今年には新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に見舞われ、感染症予防の為に人々があらゆることをしてきた一年でした。

十一月を迎え、新型コロナウイルスだけでなく季節性インフルエンザの流行する時期も間もなくやって来ます。新型コロナウイルスは発熱や咳などの症状がよく似

ているため、同時に流行した場合、医療機関での対応が難しくなる場合があると懸念されています。

ワクチンの接種や時差通勤、社内での密の回避、忘年会及び新年会の催し方(または開催の有無)の検討など、ここで今一度考え得る限りの予防策を講じ、来る冬を従業員やその家族の皆さん全員で元気に乗り越えましょう。



非接触ビジネス

新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染拡大によって、こまめに手洗いやうがいをする、密集・密接・密閉の「3密」の回避など、新しい生活様式が提言されました。そのような環境の中、ビジネスにおいても「非接触」がキーワードとなっています。

もともとアメリカや中国では、新型コロナウイルス感染拡大以前から、非接触型サービスに取り組んでいました。例えばウォルマートは、新規店舗の出店を抑制し電子商取引などに力を入れています。2019年にはアメリカの主要都市において翌日配送を実現し、翌年には一部地域で2時間配送サービスを展開しています。最近では、屋内配送サービスも開始しています。屋内配送サービスとは、玄関ドアに特殊な電子錠を取り付けることで、不在時にもウォルマートの配達員が自宅の中の冷蔵庫まで商品を配送するサービスです。注文者の不安を取り除くために、配達員の帽子にカメラを取り付けてあり、注文者がリアルタイムで配送状況を確認できる仕組みも整えています。

外食

日本フードサービス協会によると、外食企業の5月の総売上高は、前年比で

70%を下回っていました。ところがマクドナルドは、前年比115.2%と、他社を圧倒していました。マクドナルドでは長年テイクアウトやデリバリーの強化に取り組んでおり、2010年には自前のデリバリー事業に参入し、2017年にはUber Eatsとも提携をしています。また郊外店の多くがドライブスルーに対応していることも、好調を支える要因となっているようです。

外食チェーン店の中には、メニューの代わりに注文端末を置くところも増えています。これなら注文時の接触は防げますが、小規模の店では端末の導入コストが負担になります。そこで最近では、お客さんのスマホを利用してオーダーを取るシステムも開発されています。

コンビニ

ローソンやファミリーマートでは、積極的に有人レジをキャッシュレス専用のセルフレジに切り替えています。セブンイレブンでは、やや遅れをとっているものの、6月にはクレジットカードをかざすだけで決済できるシステムを導入し、非接触への対応を強化しています。セルフレジの導入は、人手不足の解消が目的だったようですが、感染リスクを避けるという観点から、今後も積極的に導入が進め

られそうです。

また、3月に開業したJR東日本の高輪ゲートウェイ駅のコンビニでは、新しい無人決済システムが導入されています。これは、店舗の棚や天井に設置されたカメラやセンサーが人や商品の動きを分析し、商品を棚から取った人が決済エリアに入ると精算画面が表示され、交通系ICカードで決済して買い物が完了するシステムです。

医療

医療提供体制を強化するために、オンライン診察の規制緩和を盛り込んだ緊急経済対策が、4月に閣議決定されました。緊急事態宣言が発令されたこともあり、オンライン診療を実施している医療機関には、問い合わせが殺到したようです。ただ、多くの病院がオンライン診療の導入には慎重になっています。インターネットや機器などの環境整備が必要であることや、対面診療に比べて情報量が圧倒的に少なく、責任を持った診療ができないことなどが、主な理由のようです。

新型コロナウイルスの影響で、非接触型のオンライン診療には期待が大きいです。今回の規制緩和で得られた知見を検証することが、オンライン診療の健全な発展につながるでしょう。

あおり運転とは

あおり運転は、今や社会問題になっています。

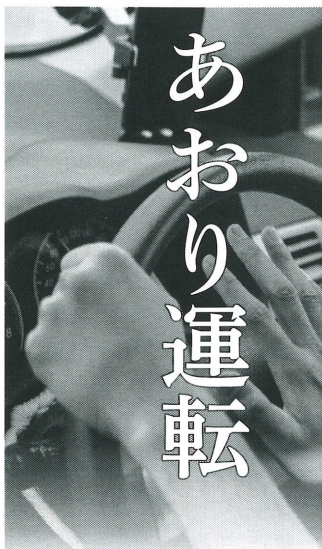
あおり運転とは、後方から極端に車間距離を詰めて相手を威嚇したり、故意に相手の運転を妨害したりといった行為をいいます。また、あおり運転をする人のことを「ロード・レイジ」といいます。

従来、あおり運転は「車間距離保持義務違反」として取り締まりをされてきました。あおり運転の取り締まり件数は、2015年には7,500件以上、2016年には6,690件ありました。

道路交通法の改正

2017年6月に東名高速道路で発生した夫婦の死亡事故をきっかけに、あおり運転に対する厳罰化が求められるようになりました。そこで今年の6月に道路交通法が改正され、あおり運転の対象となる行為と罰則が明確になりました。

違反行為については、具体的に①通行区分違反、②急ブレーキ禁止違反、③車間距離不保持、④道路変更禁止違反、⑤追越し違反、⑥減光等義務違反、⑦警音器使用制限違反、⑧安全運転義務違反、⑨最低速度違反(高速自動車国道)、⑩高速自動車国道等駐停車違反の10類型に分類されました。他の車両などの通行を妨害する目的でこれらの行為を行うと、3年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。また運転免許は取り消されるこ



とになります。

さらに、これらの行為を行って高速道路などで他の自動車を停止させるなど著しい危険を生じさせた場合には、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律も改正されました。あおり運転によって人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪に当たることもあり、さらに厳罰に処せられることもあります。

あおり運転への対処法

あおり運転を受けた場合は、サービスエリアなどの交通事故にあわない場所に避難をして、すぐに110番通報をしましょう。このとき、たとえ相手が車から降りてきて車をバンバン叩くなどの行為をしたとしても、車外に出てはいけません。相手は興奮状態にあるので、何を言っても聞く耳を持ちませんし、そもそも車外に出るのは危険な行為

だからです。

車にドライブレコーダーを取り付けることは、運転行為を記録できるので、あおり運転を抑止することに効果があります。実際にあおり運転をされたときは、ドライブレコーダーの映像が証拠になります。

自転車のあおり運転

2015年6月から、飲酒運転や信号無視といった危険な自転車の運転を繰り返す人に対して、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられました。3年以内に2回以上の危険行為を繰り返した14歳以上の人が対象で、飲酒運転と信号無視以外には、歩行者用道路を徐行せずに走行することや、ブレーキ不良の自転車を運転することなど、これまで14の行為が危険行為に定められていました。

今回の道路交通法の改正で、自転車によるあおり運転も、この危険行為に追加されました。

自転車のあおり運転としては、①逆走して進路をふさぐこと、②幅寄せ、③進路変更、④不必要な急ブレーキ、⑤ベルをしつこく鳴らす、⑥車間距離の不保持、⑦追越し違反の7つが想定されているようです。

都道府県の公安委員会から受講命令を受けた人は、3か月以内の指定された期間内に3時間の講習を受講しなければいけません。受講命令に従わなかった場合には、5万円以下の罰金が科されます。

KAGRA

(大型低温重力波望遠鏡)

重力波は、質量をもった物体が存在すると時空にゆがみが発生し、その物体が運動すると時空のゆがみが高速で伝わることをいいます。これはアインシュタインの一般相対性理論に基づく考えで、重力波を検出することはその一般相対性理論の検証につながります。

アインシュタインは、重力波の効果は小さすぎるので検証することは困難であると考えていたようです。しかし1960年代にメリーランド大学のウェーバー氏が重力波を検出したことを発表しました。ウェーバー氏が検出したものが重力波であったかどうかは検証できていませんが、このことをきっかけに世界の多くの研究者が、重力波の検出を目指すようになりました。

1979年にハルス氏とテーラー氏は、公転周期の短縮変化の原因が重力波であるこ

とから重力波が存在することを証明しました。両氏はこの業績によってノーベル賞を受賞しました。ただ、これはあくまでも重力波が存在することを間接的に証明したにすぎず、重力波を直接検出することはできていません。

アメリカやヨーロッパでは、様々な共振型重力波検出装置が開発されました。これらは原理が簡単であるものの検出できる重力波の周波数帯域幅が狭いという短所がありました。そこで現在では、レーザー干渉計型重力波検出器が開発されています。日本でも、1995年には国立天文台にTAMA 300という重力波望遠鏡が建設されました。そして、岐阜県飛騨市にある神岡鉱山の地下にKAGRA計画(大型低温重力波望遠鏡計画)が始まりました。神岡鉱山にはノーベル賞を受賞した小柴昌俊博士の成果につながった「カミオカンデ」があり、ブラックホールの解明や重力波の直接観測など、宇宙の謎にせまる研究が期待されています。

カストディアン

投資家に代わって有価証券の保管や管理などの業務を行う金融機関を、「カストディアン」といいます。例えば日本人が海外の有価証券を購入する場合、その有価証券を日本に持つてくるのではなく、現地のカストディアンにその有価証券の保管と管理、さらには元金や配当金の代理受領や運用成績の管理、議決権の行使などを行ってもら

います。カストディアンには、自国だけで業務を行う「サブ・カストディアン」と、全世界に業務展開する「グローバル・カストディアン」があります。グローバル・カストディアンは、世界各国のサブ・カストディアンと提携するのが一般的で、JPモルガン・チェースなどがあります。日本には、日本マスタートラスト信託銀行など三行のカストディアンがあります。

ゼロレーティングサービス

モバイル通信のうち、動画配信サービスなど特定のアプリやサービスに関するものについて課金を無料にするサービスを、ゼロレーティングサービスといいます。総務省は、ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドラインを、3月に改定・公表しました。このガイドラインでは、電気通信事業法によって定められた利用者保護について、電気通信事業者などが遵守すべきことや望ましい対応について解説されています。

ゼロレーティングサービスは、利用者が支払う通信料金を安くすることができるというメリットがあります。一方で、事業者などは利用者のデータ通信内容を把握する必要があり、通信の秘密を侵害するおそれがあることや、対象のサービスのみが優遇されネットワークの中立性が保てない可能性が指摘されています。